

三重マスターズ陸上競技連盟規約

第1条（名称）

本連盟は三重マスターズ陸上競技連盟と称し、以下「連盟」と略称する。

第2条（目的）

連盟は（公財）日本陸上競技連盟・（公社）日本マスターズ陸上競技連合（以下「連合」と称す）及び東海マスターズ陸上競技連盟・（一財）三重陸上競技協会の協力団体となり、陸上競技愛好者で構成し、会員相互の友情と親睦を深め、競技を通じて健康の喜びと競技することの楽しさを求め、生涯スポーツの普及・振興を図り、マスターズ陸上に邁進することを目的とする。

第3条（事業）

連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技大会の主催、練習会、実技指導等を行う。
- (2) 陸上競技大会への参加促進及び協力
- (3) その他連盟の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条（所在地）

連盟の所在地は、会長の所在地とする。

第5条（支部）

連盟は北勢（桑員、三泗、鈴鹿、亀山）、中勢（津、松阪地区）南勢（伊勢度会、鳥羽志摩）紀州（尾鷲、北牟婁、熊野）、伊賀（伊賀、名張）の5支部を置く。

第6条（会員資格）

- (1) 会員は第2条に賛同する満16歳以上〔（公社）日本学生陸上競技連合、（公財）全国高等学校体育連盟の登録者を除く〕の男女を以て構成する。
- (2) 会員は連盟の年会費（新会員は初年度に入会費）、（公社）日本マスターズ陸上競技連合、東海マスターズ陸上競技連盟の登録料及び（一財）三重陸上競技協会の登録料を納入することを以て資格が得られ、連盟・連合及び（一財）三重陸上競技協会の会員となる。
- (3) 連盟に入会を希望する者は年会費等の納入後、指定の方法により登録申込書を事務局へ提出する。なお、退会は自由とする。

第7条（役員）

連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長1名 (4) 理事10名程度
- (5) 会計1名（理事兼任）(6) 会計監査2名 (7) 顧問 若干名
- (8) 支部長（理事兼任）

第8条（役員を選任）

理事及び監査並びに（公社）日本マスターズ陸上競技連合正会員は総会で選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、会計は理事の互選による。

- 3 顧問は理事会の推薦、承認に基づき会長が委嘱する。
- 4 支部長は理事の中から選任する。

第9条（役員職務）

会長は連盟を総括し、連盟を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。
- 3 理事長は業務の遂行についてその責に任じ、連盟の事務を処理し、会長、副会長が共に事故あるときはその任務を代行する。
- 4 理事は理事会を組織し、連盟の業務を分担し、一般業務を処理する。
- 5 会計は理事から選任し、連盟の会計をつかさどる。
- 6 会計監査は連盟の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。
- 7 顧問は連盟の最高の諮問機関である。
- 8 支部長は地区の会員拡大を図る。
- 9 理事・監査及び支部長に欠員が生じた場合は任期内に補充を行う。

第10条（任期）

役員任期は2年とし再任を妨げない。欠員補充された役員任期は前任者の残任期間とする。但し、顧問の任期はこれを定めない。

第11条（会員の品性）

会員は常に品位を守ること心掛け、会員としてふさわしい行動をとること。連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは理事会の承認を得て除名することができる。

第12条（会議の構成）

総会は会員を以て構成し、理事会は会長、副会長、理事長、会計、理事、監査を以て構成する。三役会は会長、副会長、理事長を以て構成する。専門委員会は必要に応じて設置する。

第13条（会議の機能）

- (1) 総会は毎年2月頃を目処に年1回開催し、次の事項を審議し決議する。なお、総会は全登録会員の過半数（委任状を含む）の出席を以て成立する。
 - ① 事業報告及び収支決算
 - ② 事業計画及び収支予算
 - ③ 役員選出
 - ④ 規約等の改廃
 - ⑤ その他連盟の運営に関する重要事項
- (2) 理事会は年4回以上開催し、会長が招集して次の事項を審議し決議する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - ② 総会に付すべき事項及び執行に関する事。

- (3) 三役会は理事会に付すべき事項及び緊急に処理すべき事項を検討する。
- (4) 総会及び理事会の議長はその席上で選出された者が務め、議事は出席者の過半数を以て議決する。
- (5) 総会の議事録を作成する。議事録は出席した会員の2名以上が議事録に署名押印する。

第14条（年度）

連盟の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

第15条（会計、会費等）

連盟の経費は次の収入で充当する。

(1) 登録料

- ① 連盟年会費 2,800円（新会員は加入年度のみ入会金 500円が必要です）
- ② （公社）日本マスターズ陸上競技連合 1,500円
- ③ 東海マスターズ陸上競技連盟 200円
- ④ （一財）三重陸上競技協会 2,500円
- ⑤ （公財）日本陸上競技連盟 1,000円

（一財）三重陸上競技協会への登録が【三重マスターズ】でない会員は所属するチームで登録をすること。

(2) 寄付及び補助金

(3) その他の収入

附則

- (1) この規約は平成14年2月10日から施行する。
- (2) この規約は平成18年4月1日から施行する。
- (3) この規約は平成19年2月12日から施行する。
- (4) この規約は平成21年2月7日から施行する。
- (5) この規約は平成22年2月14日から施行する。
- (6) この規約は平成23年2月13日制定（平成22年4月1日から施行する）
- (7) この規約は平成25年2月10日から施行する。
- (8) この規約は平成26年2月9日から施行する。
- (9) この規約は平成28年2月11日から施行する。
- (10) この規約は平成31年2月10日から施行する。
- (11) この規約は令和2年2月11日から施行する。
- (12) この規約は令和3年2月7日から施行する。
- (13) この規約は令和5年2月5日から施行する。